

Title	家長日記の成立と家長本新古今和歌集
Sub Title	
Author	太田, 克也(Ōta, Katsuya)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2018
Jtitle	三田國文 No.63 (2018. 12) ,p.21- 32
JaLC DOI	10.14991/002.20181200-0021
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20181200-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20181200-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 家長日記の成立と家長本新古今和歌集

太田 克也

## 一、はじめに

家長日記は鎌倉時代に成立した仮名日記である。作者の源家長が後鳥羽院の近臣であったときの経験をもとめたもので、建久七年（一一九六）から承元元年（一二〇七）までの記事をほぼ年時順に配列する。内容は後鳥羽院を中心とする新古今歌壇の様子を描いたものである。伝本は冷泉家時雨亭文庫蔵本が現存諸本の祖本と考えられ、同本に基づく読解が求められている。<sup>(1)</sup>

従来の家長日記の成立に関する研究では、作品の表現方法の検討から作者の執筆意図を探るといふ手法が採られてきた。その成果によれば、日記は聖主としての後鳥羽院とその治世を讚美して後世に伝えることを目的としており、それがこの作品の特質であつて、家長の執筆の動機でもあるといふ。<sup>(2)</sup>つまり家長は後鳥羽院の優れた性格を広く知らしめるために日記を執筆したと考えられている。

しかしこれまでの検討には読者の存在を考慮していないという問題がある。あらゆる作品は多かれ少なかれ読者を持つか

ら、作者の意図や目的は読者を含む問題となる。そのため作者の意図・目的は読者にも適合することが証されなければならない。ところが先行研究は作者の側にはかり焦点を当てていて不十分な考察になつて<sup>(3)</sup>いる。

そこで本稿では読者の側にも注目して家長日記の成立を論ずる。具体的には日記の第一の読者を考証し、その検証を通して成立の問題を考察する。本稿の方法の概略を述べると、まず日記の記事の性質を明らかにして、想定される読者の範囲を見極める。次いでそれに基づいて第一の読者を考証し、複数の観点からその蓋然性を検証する。

## 二、検討の対象とする記事

家長日記の記事の性質を明らかにすることにより、日記が想定している読者の範囲を定める。まず本節で検討の対象とする記事について述べる。次に三節及び四節で同時代史料によりその記事を解釈し、日記の性質を考えた上で、想定される読者の範囲を推定する。

検討の対象とするのは後鳥羽天皇への出仕の記事(A)と承仁

法親王入滅の記事（B）である。どちらも日記の冒頭に位置する。これらの記事を取り上げるのは、作品の冒頭部分は一般的にその作品の性質を表すと考えられるからである。以下に本文を示し、それぞれから読み取れる内容をまとめ、現在の共通理解を整理する。

A・非藏人許されて参りしは、（建久七年）去年の冬頃のことなり。はかなう夢路に惑はるる心地し侍りしかども、慣れ仕ふまつるうちにさへ、数まへおぼしめいて侍れば、あからさまに罷ることもなく、家路も忘れもてゆくぞ、うちつけなる心かなと覚ゆる。はぐくみし親も、（父時長）いはけなかりしに世を早うして、はかなき白き黒きも見分かねば、おのづから伝へたる藏人文など申すものをだにも、見るよしもなければ、よろづに卑下して、絶えせぬ後も今や絶えなんと、埋もれ果てぬる身とのみ嘆き暮らし侍りしものを、亡き魂の翔り見給らん、いかばかりなるらんと思ひ続けられて、涙さへとどまらぬ折ぞ多かる。

B・かうのみ候ひ慣れて、（承仁）法親王の御辺へも差し参らぬほどに、日頃わづらはせ給ひしこと、（建久八年）この春頃より重らせ給へりしかば、罷り出でて、その騒ぎにかき絶え、参内もせず。今はかくと覚えさせ給ふにや、召し寄せて、このよしを申して籠居せんずることも啓せよと仰せあれば、かつは御文の侍るも持ちて参りて、越中内侍をもて御文参らせ、また罷り籠りなんずるよしも申し侍りき。御文にも申させ給ふむねありけるにや、憚りののちとく参るべきよし仰せあれば、返り参りたれば、今は限りと見えさせ給ふ。今

宵、白河の御房へ帰らせ給ひて、ついにはかなくなり給ひにしかば、暗れ惑へる心地して侍りしにも、禁中のこと、龍顔に近づき参らせしことを思ひ出でて、少しの慰めにもし侍りしに、服を着て侍れば、五ヶ月籠りゐて、八月の頃、吉服になりて帰り参りたるよしを聞こしめして、その夜、やがて龍顔を拝して、喜びの涙袖にあらためて、いよいよわくるかたなき奉公の心のみぞ深かりし。殿上の日給、（台）大盤などの程だにも、心もとなき心地して、朝餉の御所の辺ぞ、立ち去り難く侍る。

Aでは家長が後鳥羽天皇に出仕したときの感慨を述べる。家長は六位藏人を務める家の出身であったが、父の早世により長く沈淪し、ようやく非藏人として出仕を果たした。相伝するはずの文書等は父の死のため手にできなかったという。先行研究では、家長が非藏人であったことと彼の父祖が藏人であったことが他の史料に確認できるため、Aの記事を家長の伝記史料として利用している。

Bでは家長と承仁法親王の関係について述べる。家長は後鳥羽天皇へ出仕する前に、承仁法親王の下にしばしば参上していた。承仁法親王の病状が悪化すると再び参上し、（墓）葬ずるとひどく悲しんで五ヶ月の喪に服したという。先行研究ではこの記述に基づき、家長は初め承仁法親王に仕え、その斡旋により後鳥羽天皇へ出仕したと推測している。

### 三、院政期の藏人と家長

二節に提示した二つの記事を同時代史料により検討する。ま

ず本節では当時の蔵人の実情を確認し、Aに見る家長の出仕を解釈する。次に四節で家長と承仁法親王の關係からBの記事を解釈し、家長の出仕の背景を考察した上で、第一の読者の取り得る範囲を定める。

家長が補された非蔵人は、蔵人所の職員の一つである。蔵人所は平安時代の嵯峨天皇代に置かれたもので、別当、頭以下の職員によって構成される。職務は殿上に祇候して天皇の身邊を取り仕切るほか、朝儀を担い殿上の一切を掌った。これらの仕事は五位や六位の蔵人が中心であったが、より下位の者が次第に実務を行うようになり、鎌倉時代には小舎人や出納といった下級職員が取って代わった。

院政期の蔵人所では、蔵人を専門とする家による独占が進んでいた。それがわかるのが平基親の撰になる官職秘抄である。

同書は正治二年(一一二〇)頃に成立した、当時の任官の慣例をまとめたものである。その「六位蔵人 非蔵人」の項には「重代者補<sub>レ</sub>之。雖<sub>レ</sub>重代<sub>レ</sub>放埒者不<sub>レ</sub>聴<sub>レ</sub>之。近代不<sub>レ</sub>然者非也」とある。六位蔵人と非蔵人は代々この職に就く家の者(「重代」)が補される。ただしそうした者であっても能力がない(「放埒」)場合は就かせないという。つまり職務の遂行に必要な知見を有する家の出身でなければ、蔵人になれなかったのである。

この蔵人所の独占化によって、職務の遂行には後見の存在が必須となった。それは世襲的な独占を志向したために、段々と幼年のうちに補されるようになり、蔵人の低年齢化が進行したからである。後見には同じく蔵人の経験を有する父兄が当た

った。

蔵人が後見を必要としたもう一つの理由に、職務の遂行に必要な費用の援助がある。蔵人には朝儀の装束の用意や殿上での交際といった資力の求められる仕事があった。例えば古今著聞集巻十八飲食篇の「新蔵人那時分配次第を行ふ事」(六三三話)の話は、「分配」のときに新補の蔵人が酒宴をふるまう様を描く。順徳天皇の御代、源那時が新たに蔵人に補され、彼に仕事を割り当てる「分配」が行われた。その際、新補の者は上臈に対して酒宴を設けることになっていたので、那時が全てを用意して饗応したという。これは経済的後見がなければ成し得ないことである。

このように院政期の蔵人は、特定の家が世襲的に独占する職となっていた。子が父の跡を継ぐことで、技能や知識が相伝されて専門化した。親子(兄弟)間の相伝は、相伝される側である子(弟)の低年齢化を伴ったので、父兄の後見を必要とした。後見は職務の知見だけではなく、経済的な面にも及んだ。

実はAに見る家長の出仕は、こうした実情とはかなり異なっている。相違点は三つある。一つめは世襲によらず蔵人になったことである。家長は非蔵人になる前に父を亡くし、職務に関わる文書等も相伝していない。つまり六位蔵人の家としての家格が「中絶」しているのである。それにもかかわらず蔵人に就くことができた。二つめは非蔵人に補された年齢がやや高いことである。蔵人が次第に低年齢化した時期に、二十代後半というのは相対的に高齢であって不自然である。三つめは後見がないことである。家長が非蔵人に就いたときに父は没している

ため、後見が不在であった。祖父が父よりも長生きしているので代わりになる可能性があるものの、生存していたとしてもかなりの高齢で、しかも散位であったので、経済面の後見は期待できなかったであろう。

つまり家長の出仕は、当時の人々が通例と認識していた過程を経ていないと考えられる。彼は異例の出仕を果たしたと言つてよい。そうすると家長を非藏人にするのを可能にした特別な理由を考える必要がある。

#### 四、家長の出仕の背景

家長の特別な出仕の事情には承仁法親王が関係していると考えられる。先行研究でも承仁法親王が家長の出仕に影響を与えた可能性を想定しているが、Bの記事以外の根拠を挙げられていない。そこで以下に日記以外の史料も用いてこの点を検討する。

承仁法親王は後白河院の第八皇子で、丹波局を母に持つ。初め最恵と名乗り、梶井宮・建久宮と号す。治承五年（一一八一）明雲の弟子となり受戒、文治元年（一一八五）権大僧都に任じ、同四年法印に叙される。建久七年慈円に代わり天台座主及び後鳥羽天皇の護持僧になる。だが翌年病によりそれらを辞退し、ほどなくして入滅した。

承仁法親王の経歴のうち、家長の出仕との関係で注目すべき点は、後鳥羽天皇の叔父であり、かつ護持僧になったことである。それは院政期に天皇と血縁関係にある護持僧が任官に影響を及ぼしていた節があるからである。順徳天皇の著した禁秘抄

の「御持僧事」には次のように記されている。

於<sub>レ</sub>僧侶無<sub>レ</sub>双精撰也。古不<sub>レ</sub>過<sub>三</sub>三人<sub>一</sub>、次第加増及<sub>三</sub>六七人<sub>一</sub>。（中略）近來法親王多之間、親昵難捨。又撰錄親類等、凡貴種輩多。仍又真実知法人大切也。近如<sub>三</sub>吉水<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>然人也。長<sub>三</sub>其道<sub>一</sub>者尤希、如何。御持僧付<sub>三</sub>万人<sub>一</sub>重事也。

仍間及<sub>三</sub>奏事<sub>一</sub>。但口<sub>三</sub>入叙位<sub>一</sub>・除目、尤不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然事歟。大望不<sub>レ</sub>叶定腹立。自<sub>レ</sub>兒召仕者、近比多元服、望<sub>三</sub>藏人<sub>一</sub>・申<sub>三</sub>官位<sub>一</sub>。未代弥此儀多歟。可有<sub>三</sub>用意<sub>一</sub>。

当時は法親王が護持僧に就くことが多かった。法親王は王家の出身で、天皇と血縁関係があったため、その関係を利用して叙位や任官に介入した。とりわけ稚児のときから召し使っている者を元服させ、藏人に推挙したり官位を得させたりしていたという。ここでいう稚児とは法親王の家司と見てよいであろう。天皇の護持僧になった法親王が、私的な家司を任官させることがあったようである。

承仁法親王が家長を家司またはそれに類する存在としていれば、この護持僧の力によって家長を非藏人に就かせることが可能であろう。禁秘抄では具体的に「藏人」と言及しているから、非藏人もこれに含まれる。時期的にも承仁法親王が護持僧になったのは建久七年十一月二十六日で、家長が非藏人に就いたと自ら証言するのは建久七年の冬なので、齟齬をきたすことはない。

しかし承仁法親王が家長を家司にしていたとする史料はない。唯一Bの記事が承仁法親王に仕えていた可能性を間接的に示すのみである。ただしそれも両者の具体的な関係を明らかに

しない。従って別の方法による検討が必要となる。

そこで家長と類似する出自と経歴を持つ人物を分析し、その結果からの示唆を家長に適用して考える。対象とするのは源兼氏（？—一二七八）である。兼氏は醍醐源氏の有長男、正四位下日向守を極官とする。四条天皇（秀仁親王）に親王時代から近侍した。和歌との関わりが深く、続古今集の撰集を補佐し、続拾遺集のときの和歌所開闔である。息長舜も新後撰集のときに開闔となった。家長とは醍醐源氏出身（図1参照）、諸大夫、親王への近侍、和歌所開闔の四点で一致しており、比較の対象にふさわしい。

図1 醍醐源氏略系図



秀仁親王の家司としての兼氏の活動は、藤原経光の民経記に詳しい。兼氏は秀仁親王誕生時の御湯殿始に参仕、その後の親王家家司補任では親王の「侍者」となり、所始にも参仕した。侍者は親王の身近に仕えるものであったのだらう。経光によるとこのとき兼氏は「少年」であったという。具体的な年齢は不明だが、幼くして近侍が始まったことがわかる。親王が立太子すると春宮藏人となり、陪膳その他の身辺の世話に奔走する。親王が新帝として踐祚すると、春宮藏人から内藏人に転じ、続けて天皇の身近に奉仕した。兼氏は幼い頃から一貫して秀仁親

王に近侍し、それは親王が踐祚しても継続していた。

この兼氏の例から類推すると、承仁法親王は家長を侍者のような存在として扱っていたのではないか。家長は兼氏のように幼年から承仁法親王に奉仕し、身辺の世話などをしたのだらう。そこで藏人の仕事に類する経験を積み重ねることができたからこそ、経験者による後見がなくとも非藏人や院藏人の務めを果たすことができたのだと考えられる。

こうした関係に加えて、承仁法親王は家長の後見もしていた可能性がある。Bの記事によれば、家長は承仁法親王の死に際し五ヶ月間服喪した。この期間を中世の服忌令の解説書である神祇道服忌令秘抄に求めると、「養父母服 一百五十日 暇三十日」とあるので養父母の死に相当する。家長は幼くして父を亡くしたので、その後に承仁法親王の養子となり、後見をされていたとしても不思議ではない。従来はBに見る服喪について、家長が承仁法親王に親しく仕えたゆえと解釈してきたが、それだけでは説明が不十分であらう。

以上の検討結果から、家長の出仕の背景を次のように推定する。家長は早くに父を亡くしたので、藏人を世襲することができず、経済の後見も頼めなくなった。そのため正規に藏人に就くことが不可能となった。その後何らかの縁で承仁法親王の家司となり、併せて後見を得た。そして後鳥羽天皇の護持僧となった承仁法親王の影響力を頼みにして、非藏人として異例の出仕を果たした。

この推定を踏まえて家長日記の読者に想定し得る範囲を考えると、日記は作者の私的な事情を知り得る者、具体的には親族

を讀者に想定していると考えられる。これまでの検討を通して、AとBの記事は作者の個人的な事情を含むものであることがわかった。Aでは藏人が輩出する家系が中絶した経歴を述べるにもかかわらず、当時の通例に反する出仕の理由を語らない。Bでは承仁法親王の下にいたことや服喪のことに触れるものの、具体的な関係性を明らかにしない。これらは作者の事情を知らなければ正確に理解できない書き方になっているのである。このように非常に私的な内容を持つA、Bの記事を作品の冒頭に置くということは、日記が部外者に見られることを前提としていない証左であろう。

## 五、第一の讀者としての子孫

四節に推定した讀者の範圍から、家長日記の第一の讀者に家長の子孫を想定する。そこで日記と子孫の関わりを明らかにして、想定の蓋然性を検証する。本節ではまず子孫の伝記を考証し、日記の伝来過程における子孫の関与を明らかにする。次に六節において、その結果に基づき家長の子孫を第一の讀者と考えることの妥当性を論ずる。

家清(一一二〇—一一五二?)は家長男、法名を最智という。没年未詳だが、早くに出家して亡くなつたらしい。貞永元年光明峰寺撰政家歌合や嘉禎二年(一一三六)遠鳥歌合などに<sup>(1)</sup>出詠した。明月記で「好士」とされる一人である。続後撰集以下に七首入集する。

まず家清の官人活動について見ると、後堀河天皇への奉仕が顕著である。民経記によれば、二十代前半で六位、左兵衛権少

尉、非藏人であった。非藏人としては天皇の御膳の役送を務める(貞永元年五月九日条)などして身辺に祇候した。後堀河天皇が秀仁親王(四条天皇)に讓位すると、院司となつて非藏人から院藏人に転じた。その後は院の御幸に供奉し、公事を沙汰あるいは奉行するなど、院司としての働きがよく見られる。

次に和歌活動は、歌人として堪能であつたわけではないが、それなりに果たしていたようである。これには家長の意向もあつたらしい。家長に連れられて定家の家に出向いたり、諸所の歌会や歌合に参加したりしている。活動範圍は当時の歌壇の中心である九条道家の周辺に集中している。

家清の和歌事績で注目すべき点は、続後撰集の撰集作業に従事していたことである。これは次に掲げる民経記文永二年(一二六五)六月二十五日条の兼氏の談話によつて知られる。

兼氏朝臣来談。勅撰間事也。(中略)又云、我耽此道事、曩祖盛明親王者後撰作者也。其後代々随分嗜之。於我者不願不堪、餘執已超代々。亡父有長朝臣、為三故京極納言禪門門弟。仍又我身為三戸部禪門弟子、今度撰歌之間、一向扶持隨順、一身所奔營也。建長撰集之時者、<sup>(藤原光俊男)</sup>光成卿・家清入道、是等隨順。彼卿も於今者安嘉門院院中執務、頗似無隙。家清入道又早世。我漸昇四品、傍人何不免哉。仍一向居住隨順、奔營之由令談。

続古今集の撰集作業に奔走していた兼氏は、そのことについて話した後に、自身と和歌との関わりについて述べる。自分の家は盛明親王が勅撰作者となつてから、代々和歌に親しんできた。父有長と自分はそれぞれ藤原定家、為家父子を和歌の師と

して仰いでいる。それゆえこの度の撰集作業に尽力している。続後撰集のときは藤原光成と家清が自分と同様に撰集作業に従事していたという。この話を裏付ける史料はないのだが、兼氏の発言は家清等と同じ立場の者によるものだから信用してよいであろう。家清の撰集事務への貢献が、その仕事に関わる人々の間では周知のことであったと考えられる。

家棟（？―一二五七）は家清男、家長孫である。史料があまりに少なく、事績は分明でない。ただ加級を望んだ申文<sup>(1)</sup>によると、官人としての仕事は怠ることなく務め、後嵯峨院の北面として数年に及び奉仕したという。正嘉元年（一二五七）には石清水臨時祭の舞人を務めていたが、叔父長継（清）<sup>(2)</sup>（図1参照）に殺害されて生涯を閉じた。

和歌事績は家長や家清と異なりほとんど見られない。歌合への一度の参加と、一部の新古今集の伝本の奥書（識語）に名前が見えるだけである。家棟が出詠した歌合は、建長三年（一二五一）九月十三夜に後嵯峨院仙洞で行われた影供歌合である。

これは当代の主要歌人を集め、撰歌中の続後撰集の完成を祈念した歌合であるとされている。家棟がここに参加したのは、家清の代理であるからだと考えられる。家清は続後撰集の撰集に尽力したと言われるにもかかわらず、実はこの歌合に参加していない。一方他に歌歴のない家棟は参加している。和歌事績があり、かつ撰集に助力していた家清を差し置いて家棟が出詠するのはいかにも不自然である。家清はこのとき出家していたので、死期が近く参加できない状態だったのではないか。あるいは「家清入道又早世」とは撰集の完成を見ずに逝去したことを

意味するのかもしれない。そのため家棟が代理になったのではないだろうか。

続いて家長日記の伝来について考える。これは家長本新古今集と併せて考える必要がある。家長本は新古今集の伝本のうち、第三類に分類されるものである。家長が建保四年（一二一六）に書写した本の系統で、家長が記した真名と仮名の奥書（識語）を有している。ただしこの系統の本は完全な形では伝わっておらず、奥書だけが校合本の奥書として残っている。家長本は長らく新古今集の最終的な成立を示すものとされてきたが、現在ではそのような性質を有するものではなかったと考えられている<sup>(3)</sup>。

家長本の奥書は家長筆本の伝来を示す奥書と共に伝わる。これらを併せて読み解くことで、家長日記の伝来を明らかにすることができる。ここでは真名奥書と伝来奥書の関係する部分のみを示す。

以<sup>レ</sup>家長朝臣自筆本<sup>一</sup>校合畢、件本奥書云、

建仁元年十月、和歌可<sup>レ</sup>撰進<sup>二</sup>之由、被<sup>レ</sup>仰<sup>三</sup>下六人<sup>一</sup>（通具、

有家、定家、家隆、雅経、寂蓮）。同二年七月、寂蓮法師

入滅。仍五人撰<sup>レ</sup>之。同三年十一月廿三日、入道<sup>藤原俊成</sup>三品积阿

賜<sup>レ</sup>賀<sup>九</sup>九十算、次年十一月入滅、九十一<sup>〃</sup>於<sup>三</sup>和歌所<sup>一</sup>

有<sup>二</sup>此事<sup>一</sup>。子細注<sup>三</sup>別紙<sup>一</sup>。

（中略・真名奥書の残りとは仮名奥書が続く）

建保四年十二月廿六日

和歌所開闔正五位下行備前守源朝臣 在判

宝治元年三月廿三日、左近大夫将監源朝臣家棟自<sup>レ</sup>手

院御所上北面所<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>得<sub>一</sub>之也

左兵衛權少尉源盛棟

まず家長本の伝来を確認すると、家長筆本は家長の子孫に伝わっている。伝来を示す奥書によれば、後嵯峨院の上北面が家棟から家長筆本を受け取り、それを院御所に納めている。家棟が家長筆本を所持していたということは、その前に家長から家清に伝わったと考えるのが自然であろう。その後、家棟に相伝されたと考えられる。

家長筆本は単独で伝えられたわけではなく、付属物があったらしい。真名奥書（傍線部）では藤原俊成の九十賀を和歌所で行ったと述べた直後に「子細注別紙（子細は別紙に注す）」と書いて、俊成九十賀の記事を家長筆本ではなく「別紙」に記したとする。つまり家長筆本は「別紙」に相当するものと合わせて一つであったと考えられる。

この家長筆本と共に伝わった「別紙」は家長日記であると考えられる。「別紙」を参照させる方法は、卷子装の具注曆を用いた古記録によく見られるものであるが、勅撰集の写本にも同様の例がある。それは清輔本古今集である。清輔本にはしばしば「別紙」という注記が見られ、それは藤原清輔の著作である奥義抄を指すと考えられている。これは勅撰集の写本に書き切れない内容について、別の著作を参照させるという方法である。そうすると真名奥書の「別紙」も家長の他の著作を指すと考えられる。日記にはまさに俊成九十賀の様子を描いた記事がある。「別紙」に相当すると考えてよいだろう。

家長はこの清輔本古今集にある「別紙」の使い方を学んだの

ではないだろうか。清輔本のうち永治二年本に分類される宮本家蔵伝二条為氏筆本は、建仁元年（一一〇一）に家長が書写した旨の本奥書を持つ<sup>16)</sup>。この本は清輔本であるから当然「別紙」注記を有する。家長はこの注記を目にして書写を行っているから、同時に「別紙」が意味するところも理解したのであろう。この経験が新古今集の奥書に書き切れない部分について、「別紙」すなわち家長日記を参照させるという方法を採用させたのだと考えられる<sup>17)</sup>。

なお家長筆本は建保四年に成立している。「別紙」が家長日記を指すとすれば、そのときには既に日記が成立していたか、あるいは同時に成立した可能性もある。家長筆本の成立年時が日記の成立の下限の根拠となるのである。日記が最終的に成立した期間を承元三年から建保四年の間に限定することができる<sup>18)</sup>。

## 六、第一の読者の蓋然性

五節の考証を踏まえ、子孫を第一の読者とすることの蓋然性を三つの点から検証する。一つめは日記の記事の内容が子孫の活動の参考になること、二つめは日記が家清以下の子孫に相伝されていたこと、三つめは日記の成立時期が家清の出仕前の時期に重なることである。

一つめには藏人と撰集事務の二面がある。まず藏人の職務には専門的な技能や知識が要求された。そうした知見は他の家職と同様に、多く家記、文書の相伝により獲得した。口頭による言い伝えだけではなく、「藏人文など申すもの」のような文書

や活動の記録が蔵人の家々に伝えられたと考えられる。反対に相伝文書を持たなければ、家長のように長く沈淪することになった。

家長日記はそこで家記のような役割を果たしたのではない。日記は内裏や仙洞を蔵人の視点で記している。陪膳や殿上での所作、天皇・院と臣下との間の取次、侍臣を拘禁する「召籠」などは、侍中群要や禁秘抄を繕げばまさしく蔵人の担うべき仕事であったことがわかる。日記に蔵人の職務が書かれていても一般人は理解できないから、ここに選択された内容は読者に向けた意図を読み取るべきである。家長には相伝文書がなかったので、家清に伝えるものは自ら作成しなければならなかった。そうした事情が日記に投影されているものと考えられる。

次に勅撰集の撰集作業も同じく専門性が必要なものである。それは撰集を掌るのが歌道宗匠家に限られていたことによく表れている。ここではやはり家記や文書が必須であると考えられていた（正徹物語十・十一段）。これは主に撰歌を担う側の場合だが、事務側も大体同じであっただろう。

ここでも家長日記が参考になったのではない。日記は表の作業である撰歌よりも、むしろ裏方の仕事である事務的作業に注目している。例えば和歌所の構造を示し、そこで行われたことの手順まで記したり、部類や切り継ぎに従事する人々に言及したりする。このような内容を持つ日記を参照すれば、撰集事務の大まかな様子を把握することができる。家清がそれまで撰集の経験がなく、経験者である父家長が既に没していたにもかかわらず、撰集に尽力できたのは、日記によって撰集作業の大

体を知っていたからだろう。

二つめについては、家長日記が当初子孫に相伝していたことから、子孫を読者に想定することが妥当であると考えられる。日記は家清を通して家棟に伝えられていた。家長から家清、そして家棟へと相伝され、なおかつ外部の人が享受した形跡がほとんどない（後述）。このことから元々身内向けであったと考えるのが自然である。

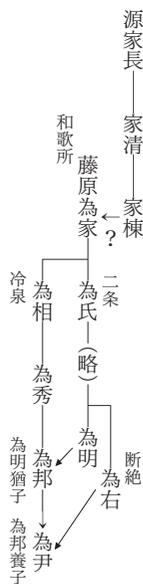
三つめについては、家長日記の推定成立時期が家清の出仕前の時期と重なるため、家清の今後の活動のために書き与えた可能性が考えられる。日記を子息の参考とするためには、本格的な活動が始まる前に作成して与える必要がある。家清の誕生は承元四年であるので、日記の推定成立時期である承元三年から建保四年の間に収まる。家清の誕生と出仕の準備を契機として、日記の最終的なまとめに取りかかったのだと考えられる。

このうち一つめの撰集事務関連資料としての性質は、家長日記が歌道家（和歌所）の資料として認識されたことにも表れている。

家長日記は家長筆新古今集と共に家清以下に相伝されたと考えられるが、その後の伝来の子孫は関与しなかった。家棟が早くに没して家系が断絶し、相伝する者が不在となったのである。ただ家長筆本と同時に日記も後嵯峨院御所に移されたのであれば、家棟の死よりも前に両方とも子孫の管理下から離れたかもしれない。

家棟没後の家長日記の動向に直接言及する史料はないが、日記の享受や流布の状況から、ほどなくして二条家に入ったと考

図2 家長日記の推定伝来経路



えられる<sup>(19)</sup>(図2参照)。日記の享受例が歌道家(二条家)周辺に限られる上、室町時代以前の伝本の広がりには乏しいからである。日記の享受の痕跡は、徒然草や俊成九十賀記(家長日記の抄出本)くらいしか見られない。それぞれ兼好法師(二条為世門)と二条為重という、二条家とそこに非常に近い人しか披見していない。また室町時代以前の伝本は時雨亭文庫蔵本以外に現存せず、過去に存在した形跡もないため、日記が二条家の外に流布したとは考え難い。

二条家において家長日記は勅撰集関連の資料として利用されていた。その痕跡が藤原盛徳(法名元盛)の編纂になる勅撰作者部類にある<sup>(20)</sup>。元盛は二条家門弟歌人で、同家の資料を使って勅撰作者部類などを作成した。いわば和歌所の事務的作業であろう。勅撰作者部類は勅撰作者の伝と入集状況を簡略に一覧したもので、末尾には歌人考証の「作者異議」があり、続けて「歌仙事」以下の章段を付す。その章段は歌書を中心とした様々な資料からの抄出で成り立っており、日記もそこに一部が抜き出され、活用されているのである。

その後、家長日記は室町時代に二条家から冷泉家へ移動したと考えられる。それは現在の時雨亭文庫蔵本に相当するものが

同家の古い蔵書目録に見えず、代々相伝されたものではないと考えられるからである。そうすると日記はある時点で冷泉家の外部から流入したことになる。これは二条家が為右のときに事実上断絶<sup>(21)</sup>し、所領や典籍が冷泉家に移ったときに、日記も同じ道を辿ったということなのであろう(図2参照)。

二条家に代わり歌道宗匠家となった冷泉家でも家長日記が受け入れられたのは、日記が撰集事務の参考となる情報を有すると評価されたからだと考えられる。日記では和歌所の構造や着到、部類や切り継ぎの様子など、撰歌には直接関わらない作業の様子に言及する。こうしたことは撰者よりもむしろ事務方が関知するものであった。勅撰集の撰進を使命とする歌道家は、撰集事務の様を伝える資料でさえも、歌道家の存立に関わるものとして注目したのだろう。このように考えれば、勅撰集が途絶するまで日記の流布や享受が制限されたことも理解できる。

## 七、おわりに

本稿では家長日記の第一の読者を考証し、その検証を行うという形で、日記の成立を論じた。最後に本稿の内容をまとめて今後の展望について述べる。

家長日記の記事は作者である家長の私的な伝記的事項に深く関わっている。特に日記の冒頭部は、蔵人の補任の慣例や家長と承仁法親王の関係など、そこに描かれていない個人的な事情を踏まえないと正確な理解ができない。そのため読者の範囲はかなり限られると予想され、その候補として親族が挙げられる。そこで日記の読者に家長の子孫(家清、家棟)を想定す

る。家長は子孫が円滑に職務を進められるよう、家記に准ずる資料として日記を執筆したと考えられる。子孫の職務とは蔵人と勅撰集編纂事務である。どちらも専門性が求められる仕事であるが、子孫は極めて忠実に務めることができていたから、日記を参考にしていたのであろう。日記が子孫に相伝され、息子の誕生と相前後して成立したと考えられることもその傍証となる。この推定は日記の後世の伝来過程からも妥当であると考えられる。日記は子孫の断絶後に歌道家に流入し、和歌所の資料として扱われていた。

今後は本稿が主張する読者の妥当性について、さらに記事を検討してゆくことになるだろう。その際には史実や当時の実態を明らかにして、それに基づいて記事を解釈する必要がある。こうした作業を経ることによって初めて、家長日記の虚構性や文学性を論ずることが可能になる。また日記は新古今歌壇の一史料にとどまらず、新古今集や歌道家（和歌所）といった問題を考えるに当たり、多くの示唆を与えてくれることになるだろう。家長本新古今集の位置づけのさらなる見直しや勅撰集の撰集体制の考察などに寄与するところがあると考えられる。

引用史料（史料の引用の際には私に読みを示すための処置を施している）。

家長日記・冷泉家時雨亭叢書、官職秘抄・群書類従、禁秘抄・国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本、神祇道服忌令秘抄・続群書類従、民経記・大日本古記録、家長本新古今集・東北大学附属図書館蔵本。

注

- (1) 家長日記の伝本その他の基礎的問題については太田克也「家長日記の伝本の再検討―書誌的問題及び諸本の関係性を中心に―」（『藝文研究』一一四、平成三十年）参照。
- (2) 石田吉貞・佐津川修二『源家長日記全註解』（有精堂出版、昭和四十三年）がこうした見方を提示し、田村柳堂『源家長日記』の描く後鳥羽院像をめぐって（「後鳥羽院とその周辺」、笠間書院、平成十年、初出平成五年）がそれを補強して以降、「中世日記紀行文学全評釈集成」三（勉誠出版、平成十六年）所収「源家長日記」（藤田一尊担当）や木下華子『源家長日記』の方法と始発期の後鳥羽院像（『国語と国文学』九十三―四、平成二十八年）などが総じてこの認識の下に読解を行っている。
- (3) 五味文彦『源家長日記』と『無名草子』仮名の書物史―（『明月記研究』八、平成二十年）が唯一この点を扱っているが、他の研究者には及んでいない。
- (4) それぞれ寛喜三年（一二三二）二月十三日条、同四月十九日条、二十五日条。
- (5) 同十一月一日条、十一日条、十四日条など。
- (6) 貞永元年（一二三三）十月四日条、天福元年（一二三三）四月十七日条、同六月二十日条など。
- (7) この点については田淵句美子「藤原定家と好士たち」（『中世初期歌人の研究』、笠間書院、平成十三年、初出平成八年）に詳しい考察がある。
- (8) 天福元年正月十三日条、同十八日条、同五月十日条など。
- (9) 明月記嘉禄二年（一二二六）三月一日条、同三年二月十日条、安貞三年（一二二九）三月十七日条など。
- (10) この記事については佐藤恒雄「続古今和歌集の撰集について」（『藤原為家研究』、笠間書院、平成二十年、初出平成十六年）による詳細な検討がある。
- (11) 経俊卿記（宮内庁書陵部蔵自筆本）正嘉元年記紙背文書。
- (12) 田淵句美子「『新古今和歌集』の成立―家長本再考―」（『文学』

(隔月刊) 八一、平成十九年 参照。

(13) 本稿では家長が書写した本のことを「家長筆本」と呼び、その系統の本の総称である「家長本」と区別する。

(14) 前注②(石田・佐津川著書(三〇九頁))が既に同様の見解を述べるが、論拠を示していないため私に論証する。

(15) 久曾神昇『古今和歌集成立論』研究編(風間書房、再版、昭和五十三年、初版昭和三十六年)一〇九―一二頁参照。

(16) ただし書写年の記載と署名の官位が一致しないので、後の書き入れが該本では本行本文化したと考えられる。そうすると後人の書き為の可能性が出てくるが、家長に古今集における権威があるとは思えないので、そこまで考える必要はないであろう。

(17) この場合、家長筆本の形態は卷子装であったと考えられる。これは新古今集の伝本における家長本の意義を考える際の重要な情報の一つとなるだろう。

(18) 前注②(石田・佐津川著書(三〇三―三〇六頁))は、家長本を新古今集の最終形態と見て、その完成の記念に日記を書いたとし、本稿とほぼ同様の下限を先に示している。しかしその見解の提出後、家長本の意義が訂正されたので、結論に至る論理的過程を本稿の述べるように修正する必要がある。

(19) 以下の内容の詳細については前注(一)論文参照。

(20) 勅撰作者部類については小川剛生『中世和歌史の研究―撰歌と歌人社会―』(稿書房、平成二十九年)参照。

(21) 前注(20)書所収「為右の最期―二条家の断絶と冷泉家の逼塞―」参照。

#### 付記

本稿は平成二十九年度和歌文学会一月例会(平成三十年一月六日、於日本大学)に於ける口頭発表の後半部に基づきます。席上で御教示を賜った先生方に篤く御礼申し上げます。

(おおた・かつや)